

狭山市議会議員のハラスメント根絶規程

(目的)

第1条 この規程は、狭山市議会議員（以下「議員」という。）による他の議員並びに市長、副市長及び教育委員会教育長（以下「市長等」という。）並びに職員（以下「議員等」という。）に対するハラスメントを防止する措置等を講じ、公務中のみならず全ての場面でハラスメントを根絶することにより、お互いの良好な就業・活動環境の実現を目指し、もって住民全体の奉仕者として住民の福祉向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の者及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）別表に規定する特別職の職員で非常勤のものをいう。）、労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。）による業務従事者等市の業務に従事する者をいう。

(2) ハラスメント 次に掲げるものをいう。

ア パワーハラスメント（職務上の地位、権限又は優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えた人格及び尊厳を侵害する言動により、精神的又は身体的な苦痛を与え、かつ、就業・活動環境を害することをいう。）

イ セクシュアルハラスメント及びジェンダーハラスメント（性的指向又は性自認に関する偏見に基づく言動その他の他の者を不快にさせる性的な言動をいう。）

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動及び妊娠、出産、育児又は介護に関する言動により議員等の就業・活動環境を害すること（業務分担及び安全配慮等業務上の必要性に基づくものを除く。）をいう。）

エ モラルハラスメント（言動により、人格若しくは尊厳を傷つけ、又は精神的に損傷を与えることをいう。）

オ アルコールハラスメント（飲酒の強要等により、人格若しくは尊厳を傷つけ、又は精神的に損傷を与えることをいう。）

カ その他のハラスメント（アからオまでに掲げるもののほか、他者に対する言動等により、行為者の意図には関係なく、尊厳を傷つけ、不利益若しくは脅威を与え、人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。）

(3) 言動 直接的な言動及び態度、身振り、誹謗、中傷、風説の流布、ソーシャルネットワーキングサービスを利用した発信行為等の間接的な言動をいう。

(4) 就業・活動環境を害する 就業・活動環境が不快なものとなり、能力の発揮及び業務の結果に重大な悪影響が生じる等、就業し、及び活動する上で看過できない程度の支障が生じることをいう。

(議員の責務)

第3条 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、議員等の就業・活動環境を害するものであることを自覚するとともに、議員等の人格を尊重し、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

2 議員は、自らの言動によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度で疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

3 議員は、議員が他の議員等に対しハラスメントに当たる言動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該言動を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めなければならない。

(議長の責務)

第4条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員による他の議員等に対するハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(相談等の申出)

第5条 議員によりハラスメントを受け、又は議員による他の議員等に対するハラスメントを目撃した議員等は、議長に対し、当該ハラスメントに関する相談及び苦情（以下「相談等」という。）を書面、口頭又は電子メールにより申し出ることができる。

2 前項の規定による申出は、現にハラスメントが発生した場合だけでなく、発生の疑いがある場合にも行うことができる。

(事実関係の把握等)

第6条 議長は、議員等から前条の規定によるハラスメントに関する相談等の申出があったときは、別に定めるところにより、速やかに、当該申出に係る事実関係を把

握し、及び今後のハラスメントの防止策を講ずるものとする。

- 2 議長は、前項の相談等に係る事実関係の調査及び確認（以下「調査等」という。）に当たり、議員による市長等及び職員へのハラスメントについて、市長等、職員及び狭山市職員等のハラスメントの防止等に関する要綱（平成17年4月14日市長決裁）に定めるハラスメント相談員（以下「職員等相談員」という。）から相談等を受けたときは、必要に応じて職員等相談員と連携して情報の共有及び相談等の対応を行うものとする。
- 3 議長は、相談等の内容又は状況から判断し、必要と認めるときは、会派の代表者会議（狭山市議会における会派の代表者が集まって開かれる議長が主催する議会内の任意の会議をいう。以下同じ。）に意見を聴くことができる。
- 4 議長は、調査等の結果、議員による他の議員等に対するハラスメントがあったものと認めたときは、代表者会議でその結果を報告し、当該ハラスメントを行った議員に対し、指導、助言、注意その他必要な措置を講ずるものとする。

（研修）

第7条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修を実施しなければならない。

- 2 議員は、前項に規定する研修を受けなければならない。

（不利益な取扱いの防止義務）

第8条 議長は、議員等による調査等への協力その他ハラスメントに対する対応に起因して、当該議員等が不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

（議長の職務の代行）

第9条 議長が調査等の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査等の対象になったときは年長の議員が、この規程に規定する議長の職務を行う。

（補則）

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。